

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は収束せず、「農畜産物の消費量の減少」、「販売価格の低迷」、「燃油・肥料・飼料の高騰」などにより地域農業、農業者は深刻な打撃を受けています。多くの農業者が経営を継続するため必死の努力を続けていますが、このままの状況が続けば離農者の増加、地域農業の破綻、引いては地域経済の疲弊を招くことが懸念されています。

こうした厳しい状況の中、2023 年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が予定されていますが、農業者の大多数は免税事業者であるためインボイスを発行できません。

本則計算の課税事業者にとって、免税事業者からの仕入取引では、仕入税額控除が行えないため消費税負担が増加することとなります。このため、多くが免税事業者である中小規模の農業者は、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなるという影響、更には値引きを強要されるようなことが懸念されます。

また、農事組合法人形態の集落営農組織では、構成員のほとんどが免税事業者であるため、従事分量配当、作業委託料、機械賃借料、圃場管理料などについて仕入税額控除が出来なくなることになり、消費税の納税負担が増えることで経営継続の危機に立たされる恐れがあります。

上伊那の地では平成 19 年度からの品目横断的経営所得安定対策を契機に、集落営農の必要性を議論し、中山間地の農業を支える役割を集落営農組織の設立に見出し、現在では 49 の集落営農法人が各地域の農業の核としての役割を果たしています。集落営農法人の経営収支の悪化は、その構成員にまで波及し、地域全体の農業担い手の減少と、遊休荒廃地の増加などを招く結果となりかねません。

日本の農業者は 9 割が免税事業者であると言われており、インボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな経済的負担を与えることは間違いなく、担い手不足や高齢化が進む中で、これ以上の負担増は最終的には日本の食にまで影響を与え、食料安全保障上の深刻な問題に発展する可能性すら秘めています。

以上の趣旨から、下記の緩和措置を講じることを強く求めます。

記

- 1 直売出荷者などの免税事業者が、一定の要件を満たせばインボイス（適格請求書）を発行できるような特例を設けること。（課税事業者となることで現在の税制上の優遇措置が受けられなくなるため）
- 2 人・農地プランの中で、中心的な担い手に位置付けられた集落営農法人等について、「従事分量配当などの支払先である構成員が免税業者であっても仕入税額控除が受けられる優遇措置」を講じること。
- 3 農協等特例の要件で、「対象者は組合員」、「条件は無条件委託方式かつ共同計算方式」と定められているが、JAにおいては、組合員以外の利用や様々な販売方式があり、要件に該当する取引とそうでない取引とを区分することで事務が煩雑化し、経費が増加する。結果として農業者の生産コストの増加につながる事が予想されることから、「対象者を農業者」、「条件を委託方式」として要件を緩和すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 13 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 百瀬輝和

（宛先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣